

岐阜県児童虐待事例検証部会報告書

令和8年8月

岐阜県児童福祉審議会

岐阜県児童虐待事例検証部会

目 次

I. はじめに.....	1
(1) 検証の目的	
(2) 検証の方法	
II. 事例の概要等.....	2
(1) 事例の概要	
(2) 児童及び家族状況	
(3) 実母の経歴・生活状況	
(4) 裁判における判決及び認定された事実	
III. 本事例における課題.....	4
(1) 予期しない妊娠や出産に関する相談支援につなげること	
(2) デートDV等により孤立する若者への相談支援	
(3) 予期しない妊娠等を防ぐための包括的性教育	
IV. 再発防止に向けた提言.....	4
(1) 相談窓口等の周知・啓発について	
(2) デートDVに気づける教育と相談機能の整備	
(3) 包括的性教育について	
V. 参考資料.....	6

I. はじめに

(1) 検証の目的

令和6年2月、岐阜県で発生した嬰兒死亡事例について、本件は、本県行政機関が実母の妊娠に関する情報を把握しておらず、関係機関の関与がないままに出産・死亡という結果に至ったものであるが、可能な範囲で事案発生までの事実関係を調査、把握した上で、発生原因等を分析し検証を行い、今後、同様の児童虐待事例の発生防止に向けて努めるべき必要な事項について提言を行う。

なお、本検証は、再発防止策を検討するためのものであり、特定の組織や個人の責任の追及、関係者の処罰を目的とするものではない。

(2) 検証の方法

岐阜県では、児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に規定する重大な事例が発生した際は、岐阜県児童福祉審議会に設置する児童虐待事例検証部会において、再発防止に向けた検証を行うこととしており、当部会において、令和7年3月28日のこども家庭庁課長通知「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」に基づき検証を行った。

具体的には、関係機関等から事例に関する情報の提供を求めるとともに、事件の内容に関する事実の認定については、公判資料を基に情報の収集及び整理を行った。なお、関係者からの直接の聞き取りは実施できていないため、上記資料の限度において認定を行った。

それらの情報を基に事実関係を確認し、発生原因の分析を行うとともに、問題点や課題の把握と再発防止に向けた今後の方策について検討を行い、具体的な提言を取りまとめた報告書を作成した。

Ⅱ. 事例の概要等

(1) 事例の概要

実母は令和6年2月16日午後10時ごろ、本県内の親族方敷地内のトイレで嬰兒（以下「本児」）を出産。その後、翌日17日の午前5時ころまで本児を車の助手席に放置し、実母から連絡を受けた母方祖母が本児を発見して救急車を呼び、病院に搬送されたが、呼吸不全により死亡が確認された。

令和6年6月20日、実母は保護責任者遺棄致死罪の容疑で逮捕された。

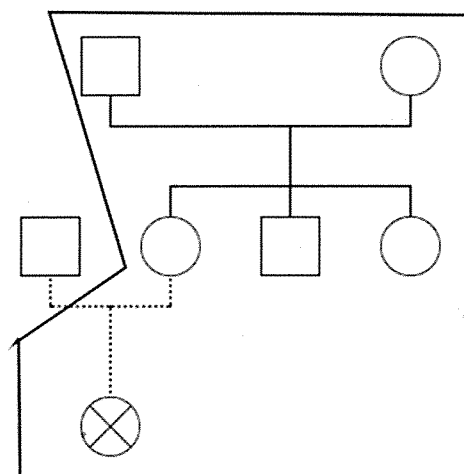
裁判では、実母側は起訴内容を認めるも、「事件当日まで自分が妊娠し、出産が迫っているとは考えていなかった。予期していなかった出産で、通常の状態ではなかった」と一部事実が異なると主張した。

審理の結果、令和7年2月26日に岐阜地裁において懲役3年、執行猶予5年が言い渡され刑が確定した。

本家庭については、本県子ども相談センター（児童相談所）及び市母子保健部門、子ども家庭相談部門その他関係機関の関わりがないまま事例発生に至った。

(2) 児童及び家族の状況（※年齢等は本児死亡時）

実母	(22歳) 同居
実父(元交際相手)	(不詳) 別居
本児	(0歳)
母方祖父	(48歳) 同居
母方祖母	(48歳) 同居
母方叔父	(20歳) 同居
母方叔母	(16歳) 同居



(3) 実母の経歴・生活状況等

高校卒業後、県内の中小企業に就職。犯罪歴はなく、本家庭への児童虐待に関連する係属歴はない。

母方祖父母ともに就労していた。

(4) 裁判における判決及び認定された事実

〈判決〉保護責任者遺棄致死罪 懲役3年 執行猶予5年

〈事実認定〉

実母は、中学3年生のときから元交際相手と途中別れた時期もあったが、令和5年9月まで交際していた。交際している間は、週に1回ないし2回ほど避妊をせずに性交していた。妊娠に至ったと推測される性交は令和5年4月から6月頃。別れたあとも定期的に性交していた。

本児が産まれる約2週間前にあたる令和6年2月5日、実母は、元交際相手と性交をした。その際、実母のお腹が張っていたため、元交際相手が妊娠を疑い確認したところ、「生理がきている。太っただけ」と答えていた。

実母は、事件当日の朝、スマートフォンで「赤ちゃん死亡したら」と検索。昼間は、母方祖母と一緒に県内の大型ショッピングモールへ外出していた。

帰宅後、実母は、スマートフォンで「流産おしり痛い」「陣痛おしり痛い」等と検索。同日21時頃、家族に「友人に電話してくる」と言い外出し、自宅隣の親族宅敷地内トイレで本児を出産。その後、実母は、自家用車の助手席に裸のまま本児を乗せ、近くのコンビニエンスストアの駐車場へ移動し、以降、スマートフォンで「赤ちゃんトイレに流す」「もやすごみの日」「赤ちゃん自ら燃やす」「赤ちゃん殺した」等の検索に終始し、救急車を呼ぶなど本児を救命するための行動を取ることはなかった。

翌0時から3時までの間、本児の泣き声がドライブレコーダーに録音されていた。この時までには救急車を呼んでいれば、生存の可能性はあった。

4時頃、実母から母方祖母に連絡し、助けを求めた。コンビニエンスストアに到着した母方祖母と叔父が本児を発見し、救急車を要請。本児と母が病院に搬送されたが、搬送時、本児はすでに心肺停止状態で、その後、死亡が確認された。

実母は、出産前日まで仕事に行っていたが、周囲の者や家族も実母の妊娠に気づいていなかった。

Ⅲ. 本事例における課題

本事例の実母は、母方祖父母、きょうだいと同居していたが、家族や友人に加え元交際相手にも相談することなく、妊娠の有無を聞かれても否認し、適切な支援や医療を受けないまま、ひとりで抱え込み、出産を迎えている。

本事例から、以下の課題が認められる。

(1) 予期しない妊娠や出産に関する相談支援につなげること

実母が妊娠相談窓口を知っていたかは不明であるが、本児の出産当日の朝から出産後に至るまで、スマートフォンで出産や流産等について検索しながらも、「にんしん SOS バトンぎふ」、市の保健センター、子ども家庭センター等の相談窓口を利用するに至らなかったことから、予期しない妊娠や出産に関する相談支援につなげるための方策が課題である。

(2) デート DV 等により孤立する若者への相談支援

実母は避妊について元交際相手に任せていたと述べていたその背景については明らかではないものの、元交際相手との交際関係の中で心理的な影響を受けていた可能性が考えられる。若者が孤立する前に相談・支援につなげることのできる体制づくりが課題である。

(3) 予期しない妊娠等を防ぐための包括的性教育

実母及び元交際相手は、避妊に関する正しい知識や、予期しない妊娠を含めた妊娠をした際の対応について十分理解していたとは言い難い。また、予期しない妊娠等による様々なリスクを女性が一方的に負うこともあることから、妊娠・出産に関して命の大切さとともに男性の責任について周知し、男性の意識改革を求める幅広い性教育が必要である。

Ⅳ. 再発防止に向けた提言

(1) 相談窓口等の周知・啓発について

- ・県及び市は、「にんしん SOS バトンぎふ」や子ども家庭センター、保健センター等の妊娠・出産等の相談窓口等について、ホームページやカードの配布による周知に加え、SNS やリーフレットを活用した広報を強化するとともに、匿名で相談しやすい相談フォームの工夫に取り組むことが望まれる。
- ・県、市町村及び教育委員会は、学校等において、相談窓口等の周知用掲示物をトイレ等女性専用スペースのみならず男性専用のスペースにも掲

示するなど、男女問わず相談先を認識できる環境を整備する必要がある。

(2) デート DV に気づける教育と相談機能の整備

- ・県及び市町村は、若者がデート DV の兆候に気づき、困難を抱えた際、県女性支援センターや市町村の女性支援担当課、人権相談窓口等の相談窓口へ早期につながるができるよう、相談窓口の周知及び相談体制の充実を進める必要がある。
- ・県は、中学校、高等学校等において、デート DV とは何か、その具体例や相談先について学ぶ機会を充実させるとともに、自らの人権及び他者の人権を尊重する意識の醸成に取り組むことが望まれる。また、DV チェックリストをトイレ等女性専用スペースのみならず男性専用のスペースにも掲示するなど、自分が DV の被害者あるいは加害者になっていないかを認識できる環境を整備する必要がある。
- ・国において、若者がデート DV、予期しない妊娠、性や健康、人間関係の悩み等について専門職へ気軽に相談できる仕組みの充実を図るため、北欧諸国のユースクリニック等の取組も参考としながら、経済的負担が少なく利用しやすい相談支援の整備について検討することを求める。

(3) 包括的性教育について

- ・県は、特別支援学校を含む小学校から高等学校までの子どもの発達段階に応じて、思春期における心身の発達・避妊・妊娠・人権・デート DV 等について学ぶことができる包括的性教育を実施できるように引き続き自治体の教育委員会に働きかけること。また、学校のみならず、保健センターや医療機関等との連携により、相談支援と一体となった包括的性教育の推進に取り組むことが必要である。
- ・国において、予期しない妊娠等を防ぐために、命の大切さや男性の責任の重要性に加え、避妊・妊娠・出産・性・デート DV・人権等を含めた包括的な性教育を、学校教育、医療機関や地域の保健センター等において実施が促進されるよう環境整備に取り組むことを求める。

V. 参考資料

岐阜県児童虐待事例検証部会規程

(総 則)

第1条 岐阜県児童福祉審議会要綱第5条第3項に基づき、児童虐待事例検証部会（以下、「部会」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定める。

(組 織)

第2条 部会は、岐阜県児童福祉審議会委員長（以下、「委員長」とする。）が指名する委員10名以内で組織する。

2 委員長は、次に掲げる者で第4条第1項に規定する職務を行うに必要な専門的知識及び技能を有すると認められる者を部会に属すべき委員に指名する。

- (1) 児童福祉に関し学識を有する者
- (2) 医療に関し学識経験を有する者
- (3) 法律に関し学識経験を有する者
- (4) 児童福祉・母子保健に精通する者

(運 営)

第3条 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、必要と認めるときは構成員以外の出席を求めることができる。

3 部会長は、必要と認めるときは関係機関への調査を行うことができる。

(審議事項)

第4条 部会は、児童虐待の死亡事例等、県内において発生した児童の重篤な事案に関して調査・審議し、調査結果及び虐待防止の方策についての意見を知事に報告するものとする。

2 部会は、児童虐待事例について審議する内容は次のとおりとする。

- (1) 事例の問題点と課題の整理
- (2) 取り組むべき課題と解決策
- (3) その他検証に必要と認められる事項

(審議会への報告)

第5条 部会長は審議の結果を児童福祉審議会に報告し、その承認を受けなければならない。

(秘密の保持)

第6条 部会委員は、正当な理由なく部会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、岐阜県子ども・女性部子ども家庭課において処理する。

(雑則)

第8条 この規定に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会が定める。ただし、委員長が重要と認める事項は、委員長が審議に諮って定める

附則

この規定は、平成19年9月5日から施行する。

附則

この規定は、平成27年11月1日から施行する。

附則

この規定は、令和7年8月1日から施行する。

岐阜県児童福祉審議会 児童虐待事例検証部会委員名簿

区分	氏名	所 属 名	審議会 委員	部会長
児童福祉	渡邊 忍	元 日本福祉大学 教授		
医療	今村 淳	岐 阜 県 総 合 医 療 セ ン タ ー 小児科部長	○	正
法律	鈴木 友美	鈴木法律事務所 弁護士		副
保健	河野 芳功	西濃保健所 所長		